



平成31年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成30年8月14日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東  
 コード番号 5103 URL <http://www.showa-holdings.co.jp>  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢  
 問合せ先責任者 (役職名) 取締役最高財務責任者(氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181  
 四半期報告書提出予定日 平成30年8月14日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成31年3月期第1四半期の連結業績(平成30年4月1日~平成30年6月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
31年3月期第1四半期	3,346	△2.5	441	△37.5	369	△10.2	△31	—
30年3月期第1四半期	3,433	12.5	707	△14.8	411	△54.4	△65	—

(注) 包括利益 31年3月期第1四半期 △281百万円(—%) 30年3月期第1四半期 49百万円(—%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
31年3月期第1四半期	△0.42	—
30年3月期第1四半期	△0.87	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
31年3月期第1四半期	50,662	18,646	12.1
30年3月期	49,601	18,918	12.7

(参考) 自己資本 31年3月期第1四半期 6,117百万円 30年3月期 6,278百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
30年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
31年3月期	—	—	—	—	—
31年3月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

3. 平成31年3月期の連結業績予想(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

平成31年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループが直近で行ったM&A等による収益上ぶれ要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。詳細につきましては添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
 (連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)  
 新規 —社(社名)— 、除外 —社(社名)—

(2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

(3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無  
 ② ①以外の会計方針の変更 : 無  
 ③ 会計上の見積りの変更 : 無  
 ④ 修正再表示 : 無

(4) 発行済株式数(普通株式)

① 期末発行済株式数(自己株式を含む)	31年3月期1Q	75,993,426株	30年3月期	75,993,426株
② 期末自己株式数	31年3月期1Q	444,319株	30年3月期	444,258株
③ 期中平均株式数(四半期累計)	31年3月期1Q	75,549,110株	30年3月期1Q	75,548,789株

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
四半期連結包括利益計算書	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(追加情報)	9
(重要な後発事象)	12
3. その他	17
継続企業の前提に関する重要事象等	17

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第1四半期連結累計期間においては、減収増益となりました。売上高は3,346,565千円（前年同期比2.5%減）、営業利益は441,887千円（前年同期比37.5%減）、経常利益は369,579千円（前年同期比10.2%減）、親会社株主に帰属する四半期純損失は31,813千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失65,737千円）となりました。

これは、Digital Finance事業がシンガポール共和国のGroup Lease Holdings PTE. LTD. における懸案債権に係る売上高を保守的に計上しなかったことを始め、スポーツ、コンテンツ各事業の売上高が減少したことに起因し、Digital Finance事業のリース債権等やゴム事業の売上高増加を超えて、相殺される形となりました。また、利益面につきましては、前第2四半期連結会計期間において、保守的な観点から、持分法適用関連会社ののれんの減損処理を実施しております。その結果、のれんの償却負担が軽減されたことが、持分法適用関連会社の利益貢献が顕著化することに繋がり主な増益要因となり、ゴム事業の改善傾向を含め、スポーツ事業とコンテンツ事業の利益低下を上回ったものです。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (Digital Finance事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。これらは主に、タイ王国、ミャンマー連邦共和国、インドネシア共和国等ではリース等売上高は順調に拡大したものの、シンガポール子会社から行っている懸案債権利息収入を計上していないことによる減収効果によるものです。

また、より高収益な企業体質を目指し、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売上増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A、短期的には利益率向上、B、中期的には来年以降の強い成長、C、長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいります。

この結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高は2,439,041千円（前年同期比3.2%減）、セグメント利益（営業利益）は618,488千円（前年同期比34.8%減）となりました。

#### (スポーツ事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業の創業事業でありますソフトテニス関連事業は、学生数の減少というマクロ経済の影響を受け長期的に厳しい外部環境にあります。この従来型の流通を通じた事業を保持する一方で、新たなユーザー直販体制を拡大すべく活動いたしました。

一方、テニスクラブ再生事業として新たに2か店が加わったことで売上を拡大することが出来ましたが、更に生徒数の増加が可能であるため、今後は更なる既存会員の定着を図り、夏季のハイシーズンに向かい各種イベント等によるクラブの活性化を進めてまいります。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は366,588千円（前年同期比14.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）は42,262千円（前年同期比25.1%減）となりました。

今後につきましては、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセラプランⅢ「再発進」に基づきサービス売上と直販売上の増大を通じ粗利益率の向上を目指し利益貢献を果たしてまいります。

#### (コンテンツ事業)

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。これは当第1四半期連結累計期間において、日本における事業の長期的下落傾向の影響に加え、来期早々に予定されているアジア事業の開始に向けた準備などの中長期的な成長に向けての投資的活動を活発に行なっていることによるものです。全体としては、日本国内の出版やホビーの企画制作に特化した事業構造から、これをコアコンピタンスとするコンテンツのアジア全域展開を担う総合企画制作販売事業への構造変革の途上にあります。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽

並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当第1四半期連結累計期間は売上高については、特に日本国内において受注が伸び悩んだことから厳しい経営成績となっておりますが、新たなコンテンツの獲得やアジアにおける事業進出が具体的に進捗しております。このためアクセラプランⅢ「再発進」に基づいて、今後も戦略的に投資的費用を投下してまいります。アジア市場においては同事業を大きく伸張させていく可能性があると考えております。

これらの諸活動の結果、当第1四半期連結累計期間における業績は、売上高84,043千円（前年同期比35.1%減）、セグメント損失（営業損失）は41,729千円（前年同期はセグメント利益168千円）となりました。

（ゴム事業）

当事業の当第1四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。

海外事業におきましては、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国などにおいても進出のための活動を継続しております。

また、日本国内においては、ゴムライニング防食施工におきましては、これまでの技術力の蓄積や他社との差別化が奏功し、補修案件・大型案件の受注増により大きく実績貢献を果たすことができましたが、機械設備向けのゴム部品部門などと相殺されました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は410,005千円（前年同期比31.8%増）となり、セグメント損失は45,709千円（前年同期はセグメント損失57,033千円）となりました。

今後は、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセラプランⅢ「再発進」に基づき、特にアジア地域での売上の拡大を図ってまいります。

以下の事業は持分法適用関連会社が営む事業であり当社のセグメントではありません。

（食品事業）

当事業は、当社持分法適用関連会社であります明日香食品株式会社並びに同社子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福もち等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。当第1四半期連結累計期間においては、日本の人口減、スーパー店舗数減、和菓子消費の低調などにより厳しい市場環境が続いておりますが、数年間の改革の結果として製造の効率化が進み堅調に推移しております。

## （2）財政状態に関する説明

（資産）

当第1四半期連結会計期間末における資産残高は、50,662,576千円（前連結会計年度末比1,061,327千円増）となり、流動資産は、39,799,712千円（前連結会計年度末比946,855千円増）、固定資産は、10,862,864千円（前連結会計年度末比114,472千円増）となりました。

流動資産増加の主な原因は、営業貸付金等の回収及び為替等の影響による現金及び預金の増加（前連結会計年度末比1,050,074千円増）、Digital Finance事業による営業貸付金の増加（前連結会計年度末比308,217千円増）及び融資取引等貸付債権における引当金の繰入等により貸倒引当金が増加（前連結会計年度末比396,459千円増）したためによる減少要因であります。

固定資産増加の主な原因は、持分法適用関連会社の利益計上に伴う関係会社株式の増加（前連結会計年度末比178,006千円増）であります。

（負債）

当第1四半期連結会計期間末における負債残高は、32,015,633千円（前連結会計年度末比1,333,337千円増）となり、流動負債は、3,578,413千円（前連結会計年度末比612,116千円増）、固定負債は、28,437,220千円（前連結会計年度末比721,220千円増）となりました。

流動負債増加の主な原因は、借入による短期借入金の増加（前連結会計年度末比201,253千円増）及び借入金の返済による1年内返済予定の長期借入金の減少（前連結会計年度末比127,128千円減）、未払利息増加による未払費用の増加（前連結会計年度末比303,674千円増）であります。

固定負債増加の主な原因は、為替の影響による転換社債の増加（前連結会計年度末比842,049千円増）であります。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産残高は、18,646,942千円（前連結会計年度末比272,009千円減）となりました。

純資産減少の主な原因は、親会社株主に帰属する当期純損失計上等による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比31,813千円減）、為替換算調整勘定の減少（前連結会計年度末比131,019千円減）、非支配株主持分の減少（前連結会計年度末比112,570千円減）であります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社の範囲の検討を進めたり、新たに進出した国々での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,447,113	11,497,187
受取手形及び売掛金	1,014,795	868,957
営業貸付金	32,277,706	32,585,923
商品及び製品	296,828	261,632
仕掛品	193,750	191,394
原材料及び貯蔵品	314,720	348,510
未収入金	938,992	934,121
短期貸付金	480,509	479,007
その他	1,263,664	1,404,661
貸倒引当金	△8,375,224	△8,771,684
流動資産合計	38,852,856	39,799,712
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	185,250	179,571
機械装置及び運搬具(純額)	33,973	36,505
工具、器具及び備品(純額)	175,353	164,866
土地	458,644	456,125
リース資産(純額)	0	0
建設仮勘定	1,020	999
有形固定資産合計	854,241	838,068
無形固定資産		
のれん	1,266,283	1,260,399
その他	401,749	415,009
無形固定資産合計	1,668,033	1,675,408
投資その他の資産		
投資有価証券	2,316,719	2,271,883
関係会社株式	4,925,382	5,103,388
長期貸付金	244,526	221,714
長期未収入金	138,625	140,588
破産更生債権等	19,530	24,993
差入保証金	395,565	377,720
繰延税金資産	226,938	253,155
その他	27,565	27,381
貸倒引当金	△68,737	△71,439
投資その他の資産合計	8,226,117	8,349,387
固定資産合計	10,748,391	10,862,864
資産合計	49,601,248	50,662,576

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	412,596	387,104
短期借入金	277,125	478,378
1年内返済予定の長期借入金	308,169	181,040
1年内償還予定の社債	24,500	24,500
未払法人税等	16,830	166,393
未払消費税等	13,384	4,795
未払費用	1,065,591	1,369,265
賞与引当金	165,608	274,430
その他	682,490	692,503
流動負債合計	2,966,296	3,578,413
固定負債		
社債	5,018,555	4,929,371
転換社債	21,263,548	22,105,597
長期借入金	371,218	337,486
繰延税金負債	19,262	17,162
退職給付に係る負債	441,948	445,216
資産除去債務	528,572	530,111
その他	72,894	72,273
固定負債合計	27,716,000	28,437,220
負債合計	30,682,296	32,015,633
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,640,894	5,640,894
資本剰余金	2,731,819	2,731,819
利益剰余金	△2,135,486	△2,167,299
自己株式	△23,670	△23,673
株主資本合計	6,213,557	6,181,740
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,990	11,372
為替換算調整勘定	55,007	△76,011
その他の包括利益累計額合計	64,997	△64,639
新株予約権	54,031	56,045
非支配株主持分	12,586,365	12,473,795
純資産合計	18,918,952	18,646,942
負債純資産合計	49,601,248	50,662,576



(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,433,761	3,346,565
売上原価	853,419	945,074
売上総利益	2,580,341	2,401,491
販売費及び一般管理費	1,873,111	1,959,603
営業利益	707,230	441,887
営業外収益		
受取利息	28,270	51,279
受取配当金	599	754
持分法による投資利益	-	147,386
貸倒引当金戻入額	10,000	2,056
その他	19,210	12,708
営業外収益合計	58,079	214,185
営業外費用		
支払利息	628	4,274
社債利息	193,429	233,674
為替差損	143,752	42,795
訴訟関連費用	3,837	4,452
持分法による投資損失	10,607	-
その他	1,396	1,297
営業外費用合計	353,651	286,494
経常利益	411,658	369,579
特別利益		
不用品売却益	16,238	-
特別利益合計	16,238	-
特別損失		
貸倒引当金繰入額	-	5,764
特別損失合計	-	5,764
税金等調整前四半期純利益	427,897	363,814
法人税、住民税及び事業税	238,229	144,785
法人税等調整額	△35,004	△40,346
法人税等合計	203,225	104,439
四半期純利益	224,671	259,375
非支配株主に帰属する四半期純利益	290,408	291,188
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△65,737	△31,813

## 四半期連結包括利益計算書

## 第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	224,671	259,375
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△174	1,421
為替換算調整勘定	△177,790	△524,441
持分法適用会社に対する持分相当額	2,867	△17,757
その他の包括利益合計	△175,097	△540,777
四半期包括利益	49,574	△281,402
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△102,670	△160,723
非支配株主に係る四半期包括利益	152,244	△120,679

### (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、新たに、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、後記(重要な後発事象に関する注記)のとおり、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前連結会計年度において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、後記(重要な後発事象に関する注記)のとおり、当連結会計年度の第1四半期決算期末後の平成30年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。訂正の概要は(重要な後発事象に関する注記)をご参照下さい。今回のGLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したのですが、訂正原因となる誤謬が特定されていないことやタイ捜査当局の調査が継続中で捜査の進捗などによる新たな事実の判明など大きな変化がないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前連結会計年度での会計処理を踏襲することと致しました。

なお、当連結会計年度の第1四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,188百万円(前連結会計年度末5,950百万円)、未収利息(流動資産 未収入金)274百万円(前連結会計年度末263百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,462百万円(前連結会計年度末6,213百万円)を設定しております。また、当第1四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は一百万円(前連結会計年度の第1四半期連結累計期間408百万円)となっております。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求等について)

当社連結子会社であるG Lが発行した総額180百万USドル(当第1四半期連結会計期間末198億円)の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「J T A」という。)は、G LがT A I S E Cから平成29年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、平成29年11月30日付で、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

J T Aが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) J T Aが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	平成30年1月9日	平成30年1月10日	平成29年12月26日	平成29年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	<p>J T Aは、当社連結子会社G Lの子会社であるJ T Aは、当社連結子会社G Lの転換社債(合計2億1千万米ドル)を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債(1億8千万米ドル相当)の全額一括返済を要求しておりました。G Lといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを経由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。</p>			
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	<p>J T Aは、タイ王国において、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>J T Aは、タイ王国において、G Lの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。</p>	<p>J T Aは、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T Aの投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。</p>

	(GL) 損害賠償請求訴訟	(GL) 会社更生申立訴訟	(GLH) 損害賠償請求訴訟	(GLH) 暫定的資産凍結命令申立訴訟
5. 裁判の進展	係争中です。	平成30年3月19日付で会社更生申立訴訟が棄却されましたが、JTAは当該棄却に対する訴訟申立てがされており係争中です。	係争中です。	平成30年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行って行いましたが、平成30年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されています。

上記の他、GLは、平成30年5月21日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起されており、係争中です。

(2) GLの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、GLHに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてGLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GL及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(重要な後発事象)

(第三者割当による第12回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、平成30年7月31日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による第12回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行することを決議いたしました。

1. 募集の概要

① 第12回新株予約権発行の概要

(1) 発行期日	平成30年8月17日(金)
(2) 発行新株予約権の総数	63,993個(新株予約権1個につき、100株)
(3) 発行価額	総額5,823,363円(新株予約権1個当たり91円)
(4) 当該発行による潜在株式数	行使価額77円における潜在株式数:6,399,300株
(5) 資金調達の内額	498,569,463円(概算手取額 482,000,000円) (内訳) 新株予約権発行分: 5,823,363円 新株予約権行使分: 492,746,100円
(6) 行使価額	行使価額は、77円とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当により割り当てます。
(8) 割当先	BENEFIT POWER INC. 63,993個
(9) その他	譲渡制限、取得条項、取得制限条項があります。 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 発行期日	平成30年8月17日(金)
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本転換社債の払込金額:2,100,000円(各転換社債の金額100円につき100円) 各新株予約権の払込金額:無償とする
(4) 当該発行による潜在株式数	転換価額70円における潜在株式数:1,200,000株
(5) 資金調達の内額	84,000,000円(概算手取額 84,000,000円) (内訳) 本転換社債の払込金額の総額(各本転換社債の金額に各本転換社債の総数を乗じた数):84,000,000円
(6) 転換価額	転換価額は、70円とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当により割り当てます。
(8) 割当先	BENEFIT POWER INC. 84,000,000円(40個)
(9) 利率及び償還期日	利率:2.5% 償還期日:平成32年8月16日
(10) その他	取得条項、取得請求条項があります。 本転換社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

2. 調達する資金の額及び使途

① 調達する資金の額

(1) 払込金額の総額	582百万円
(内訳)	
(ア) 本社債の発行による調達額	84百万円
(イ) 第12回新株予約権の発行	5百万円
(ウ) 第12回新株予約権の行使	492百万円
(2) 発行諸費用の概算額	16百万円
(3) 差引手取概算額	566百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンス・アドバイザー費用10,000千円、新株予約権公正価値算定費用2,000千円、弁護士費用300千円、登録免許税を含む登記関連費用3,000千円、反社会的勢力に関する調査費用400千円、その他事務費用869千円等であります。

② 調達する資金の具体的使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
(1) ゴム事業への貸付（電気設備の更新）	260百万円	平成30年8月～平成31年12月
(2) スポーツ事業への貸付または貸与（新規テニススクールの獲得・開設）	200百万円	平成31年5月～平成31年12月
(3) 食品事業への貸付（生産設備の更新、生産設備の修繕）	106百万円	平成30年8月～平成31年1月

(当社連結子会社Group Lease PCL. における2017年12月期の決算訂正)

当社連結子会社のGroup Lease PCL. は、平成30年7月31日開催のGL取締役会において、2017年12月期の決算訂正を行うことを決定し、修正財務諸表をタイ証券取引所に提出しております。

1. 決算訂正の主な経緯

当社の連結子会社Group Lease PCL.（以下、「GL」という。）におきましては、平成29年10月20日付当社適時開示「（経過報告）Group Lease PCL. 株式取引の一時停止及び再開予定について」にてご報告の通り、タイ証券取引委員会（以下、「TSEC」という。）から、GLの財務諸表が適正な内容を表示していないという指摘を受け、決算内容の訂正を求められておりました。

会計専門家並びに法律専門家との協力を受け、TSEC他関連当局への問い合わせを重ね、GLの会計監査人とも協議を継続して参りました。

さらに平成30年2月からは、GLはガバナンス強化のために新たな社外取締役を選任し、当該社外取締役が新たに監査委員に選任され、監査委員会が一新されました。

また、GLは2017年9月末日を締切日とする四半期決算を確定するあたり、TSEC指摘のキプロス及びシンガポール貸主への貸付金（以下、「懸案債権」という。）に関連して生じる可能性のある最大限の損失リスクを考慮し、当該貸付金の残高全額に貸倒引当金を設定し、TSECからの指摘以降当該貸付金から発生する一切の利息収入について収益計上することを取りやめております。

また、懸案債権に関して、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. を通じて、第三者の監査法人による監査を実施し、当該貸付金の実態調査を実施いたしました。懸案債権について、不適正な点は発見できなかったとの報告書を受領しております。

このように、GLは一連の調査活動を行って参りましたが、懸案債権に関する不適切な点や、GLの財務諸表の表記に関する不適正な点を発見することができませんでした。しかし、GLの監査委員は検討の上、TSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避ける為に、決算を訂正することといたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末日時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見

(限定付適正意見)の変更はありません。

なお、G Lが公表した決算訂正の概要は以下の通りとなります。

(以下、翻訳文)

2017年財務諸表の訂正に関するお知らせ

この書面は、上に記載の、Securities and Exchange Commission (以下、「SEC」といいます。)がいくつかの債権について疑問を提起しており、Group Lease Public Company Limited (以下、「当社」といいます。)に対し、財務諸表・フォーム56-1、および56-2の訂正を求めた書面に関するものです。

SECからの文書を受け取って以来、当社は社内調査により当該取引の再検証を行い、また外部の会計専門家並びに法律専門家との協力により、取引内容および取引先の調査を行って参りました。また2018年2月には、新たに外部より参加した独立監査委員が取締役会および監査委員会に加わっております。すでにG Lは、2017年9月30日の四半期決算において、貸付金残高総額に対して引当金を計上し、またこれらの貸付に対する利息収入の計上についても停止しております。この処置により、当社は当該取引において想定しうる最大限の損失を予めすでに経費化し、計上が完了していることとなります。

また、会計の専門家である監査法人から、懸案債権に関する不適切な点や、G Lの財務諸表の表記に関する不適正な点は発見することができなかつたとの報告を受領しております。その一方、G Lの監査委員会は検討の上、SECからの要求に従い、G Lの事業及びG Lの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正することといたしました。

当社はSEC通達並びに会計基準に則り2017年度財務諸表を再発行いたしました。すでにお知らせしました財務諸表と比較すると、2017年度再発行財務諸表では純利益が215.50百万パーツ増(純損失の減少)、-1,823百万パーツから-1,607百万パーツになりました。2017年末時点の自己資本合計は、すでにお知らせいたしました2017年度財務諸表と比較し変動はありませんでした。

すでにお知らせしております2017年財務諸表と比較し、再発行版においては以下の訂正がありました。

懸案債権に関連する金利収入はすべて計上しないことにしました結果、2016年および2017年期の金利収入は減少、またこれまでに受領した利払金は元金の返済に計上されています。その結果、金利収入は2016年では233.78百万パーツ、2017年では177.25百万パーツの減少となりました。

	Consolidated financial statements			Consolidated financial statements		
	2017	2017	Change	2016	2016	Change
	(Restated)	(Previously disclosed)		(Restated)	(Previously disclosed)	
Interest on loan receivables	201.71	378.96	(177.25)	251.08	484.86	(233.78)

G Lがこれらの貸付に関する収入を除去し、受取金利を元金返済として計上したことから、2017年12月31日時点の元金残高は減少しました。すでにG Lが貸付および未収金利に対し元金残高100%の引当金(費用)を計上しているため、元金残高が減少した結果として、懸案債権、貸付および未収元金に対する未収金利への引当金(費用)も減少しました。懸案債権、貸付および未収金利に対する引当金は392.74百万パーツ減少となりました。

	Consolidated financial statements			Consolidated financial statements		
	2017	2017	Change	2016	2016	Change
	(Restated)	(Previously disclosed)		(Restated)	(Previously disclosed)	
Expense allowance on disputed loans	603.18	1,952.56	(1,349.38)	—	—	—
Expense allowance on loan and interest receivables	956.64	—	956.64	—	—	—
Total	1,559.82	1,952.56	(392.74)	—	—	—



総括すると、収入の減少は経費（引当金）の減少によってほぼ相殺されており、現時点での財務状況はすでにお知らせしたものと変化はなく、結果として純利益がどの年度で計上されるかの違いのみに収斂しております。純利益は、2016年度は233.78百万パーツの減少、2017年度は215.50百万パーツの改善となっております。自己資本は、2016年度には236.80百万パーツの減少となりましたが、2017年度においてはすでにお知らせしたものと同額となっております。

	Consolidated financial statements			Consolidated financial statements		
	2017	2017	Change	2016	2016	Change
	(Restated)	(Previously disclosed)		(Restated)	(Previously disclosed)	
Profit (loss) for the year	(1,607.05)	(1,822.55)	215.50	829.04	1,062.82	(233.78)
	Consolidated financial statements			Consolidated financial statements		
	2017	2017	Change	2016	2016	Change
	(Restated)	(Previously disclosed)		(Restated)	(Previously disclosed)	
Total shareholders' equity	5,725.62	5,725.62	(0.00)	8,264	8,501	(236.80)

今後、GLは、貸付残高に関しましては、回収に向けて最大限の努力を払ってまいります。

## 2. 今後の見通し

当社といたしましては、現時点におきましては以下の理由により、当社の決算訂正等を行わず、これまでの会計処理、及び会計方針を継続適用して決算を確定していく方針です。

①当社等の社内の調査をはじめとして、連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. が第三者の監査法人に依頼をし実施した監査からの報告、及び、当社グループが第三者の弁護士及び会計士からなる第三者委員会を組成し実施した第三者委員会からの中間報告を通じても、懸案債権に対する不適切な点や、財務諸表の表示について不適正な点は一切発見できていないこと。

②この度のGLの決算訂正については、GLがあくまでタイSEC他関連当局の指導や指摘を真摯に受け止め、タイにおける法令を遵守し、GLの株主やステークホルダーの利益を守ることを目的に実施されたものであり、決算の訂正をおこなう必要がある明確な誤謬が発見されたという事実はないこと。

③タイSEC指摘の懸案債権については、その後実施された各種調査結果からも属性の変動は認められず、また、その損害発生リスク等につきましても、すでに懸案債権に対して全額の引当金を計上していることから、今後追加の損失が発生することは見込まれず、現在の会計処理方針を変更したり決算訂正を行なう必要があるような事実は一切発見されていないこと。

以上の三点から、当社等の決算を確定するにあたりましては、日本における一般に公正妥当と考えられる会計基準を鑑み、これまでの会計方針、当該貸付金の会計処理方法を継続すべきであると考えております。

### (当社連結子会社Group Lease PCL. の特別監査の進捗状況)

当社連結子会社のGroup Lease PCL. は、タイ証券取引委員会から指摘されたGLH融資取引に対して、独立した監査法人による特別監査をしておりましたが、当該特別監査が終了し報告書を受領しております。

#### 1. 特別監査の報告書の内容

特別監査は、シンガポールの監査法人であるMazars LLPにより実施されました。2018年7月27日にGLは、Mazars LLPより監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートを受け取りました。特別監査の項目は、以下の通りです。

- ①対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
- ②対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者間取引に該当するかを検証する
- ③上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、

いずれの債務者においてもG Lの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことです。

2. 当社の見解と今後の見通し

当社は、現時点におきましては、上記記載の特別監査の結果から懸案債権に関して一切不適切な点を発見できなかった事情を勘案し、引き続き現在の会計処理方針（①懸案債権元本には100%貸倒引当金を計上する。②懸案債権から生じる未収利息については現金主義で計上をする。）を踏襲していく方針です。

### 3. その他

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第1四半期連結累計期間においても、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### 1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）

また、GLは、平成29年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

Mazars LLPによる特別監査は、2018年7月27日に監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートをGLが受け取りました。特別監査の項目は、以下のとおりです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法学的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においてもGLの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことです。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し平成30年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありません。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反した事実がないことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### (1) タイで開始された法的手続きについて

#### ①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### ②GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは平成30年4月17日に控訴申し立てを行っており、平成30年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申し立てを受理しております。

#### ③GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは平成30年3月19日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、Jトラストアジアによる控訴申し立ては当社の事業運営に全く影響ございません。GLが事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。当該控訴審を受け今後審尋することになっておりますが、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、ま

たは、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

## (2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

### ①GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求め控訴を行い、平成30年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千万米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

### ②GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、現在判決の内容及び今後の対応を精査、検討している過程であります。現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。